

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW
第3回会合 議事録

1. 日時：平成18年3月30日(木) 15:15～16:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング(行政書士)
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員
総務省

自治税務局 課長 門山 泰明

鈴木主査 どうも御苦労様でございます。では、行政書士制度について、今から4時までに行いたいと思います。大体10分程度で御説明いただけたらと思います。あとは質疑でやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

門山行政課長 それでは、お手元に「行政書士制度の概要」という1枚紙と調査表、それから別添資料がございますが、最初の「行政書士制度の概要」という資料を中心に御説明申し上げます。

まず、行政書士でございますが、どういう仕事をしているかということです。業務の内容といたしましては、他人の依頼を受けて報酬を得て、次に掲げるような仕事をするということでございます。

(1)の にありますのが、官公署に提出いたします書類、 は権利義務に関する書類、 は事実証明に関する書類、これを作成するというのが中心的な仕事でございます。それに関連いたしまして、(2)であります。官公署に提出する書類を提出する手続について代理すること。

(3)として、契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

(4)として、行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

これが行政書士の業務といたしまして、法律に規定されているものでございます。行政書士の試験であります。これは総務大臣が定めるところにより、毎年1回以上実施するというところで、実態としては年1回実施いたしております。

事務といたしましては、都道府県知事が行う事務ということでございますが、都道府県知事は指定試験機関というものに対しまして事務を行わせることができるということございまして、これも現実には全国で1つの指定試験機関が全都道府県の分を引き受けて試験を実施しているという実態でございます。

3番目の登録でございますが、行政書士になりますのは、一定の試験を通過していることなどの資格が必要ですが、仕事をするために行政書士になるという場合には、日本行政書士会連合会、全国組織でございますが、そこに備えております行政書士名簿に

登録することが必要になっております。登録をしないと行政書士になれないというシステムでございます。

4番目の監督でございますが、監督は都道府県知事が行うということになっておりまして、知事によります立入検査、処分、こういったことが法律に規定されております。

5番目の行政書士の連合組織といたしまして、日本行政書士会連合会、それから各都道府県ごとの行政書士会という組織がございます。会則につきましては、それぞれ総務大臣あるいは都道府県知事の認可を受けることになっております。

登録即入会制ということで、行政書士になる方は行政書士の登録を、先ほど申しました日本行政書士会連合会にさせていただくわけですけれども、登録を受けますと当然にそれぞれ事務所を持っている各都道府県の行政書士会の会員になるということでございます。したがって、行政書士はすべて行政書士会の会員になっているということでございます。総務大臣と都道府県知事につきましては、必要な報告を求める、あるいは勧告するといったことが、連合会に対し、あるいは各単位行政書士会に対してできることになっております。

実際の数でございますが、今、行政書士さんが今年の1月末現在で約三万九千人。法人も最近制度化されましたが、行政書士法人が65というのが実態でございます。

続きまして調査票も、同種の部分は省略させていただきますが、調査票に則しまして御説明申し上げます。

上から3番目の「登録・入会制度について」の上から4つ目に「入会の強制有無」とございますが、先ほど御説明申し上げましたように、登録をいたしますと必ず住所が所在する県の行政書士会に入るという規定になっております。

強制加入としている理由ということでございますが、行政書士会に入って自立的活動によります指導、助言、情報提供を受けるということは、業務執行上必要だという趣旨。それから、監督権限は都道府県知事が持っているわけですけれども、自主的・自立的にチェックしていただくということは、都道府県の負担軽減にもなるということがございます。報酬規定でございますが、これにつきましては、平成12年に廃止されておりますけれども、資料といたしましては別添2で廃止前の行政書士の報酬額の基準に関する規則を添付させていただいております。説明は省略いたします。

報酬の目安となります規定やガイドラインでございますが、今、申し上げましたとおり、ガイドラインといったもの、あるいは規則は現在はない状態でございますが、括弧書きにありますように、連合会が2年に1度全国的な報酬額の統計調査を実施しているところでございます。その現状につきましては、別添1といたしまして、かなり行政書士の業務はいろいろな業務がありますので、それぞれの書類ごとに報酬段階がどうなっているかという資料としてとりまとめましたものを添付いたしております。

広告規制は特にございません。

資格試験でございますが、これも先ほど申し上げたとおりでございますが、別添3をこ

らんいただきますと、受験者数、合格者数の状況がございます。

別添3「行政書士試験の実施状況」という資料でございます。最も直近の平成17年度でございまして、申込者が約八万九千人、実際に受験された方が約七万四千人、合格者の数が1,961人ということで、合格率が2.6%というのが、最も直近の数字でございます。

10年ほどさかのぼって見ていただきますと、大体受験者数はここ10年で2倍ぐらいになっております。合格率は年によってこのような状態で、若干のばらつきがあるという状態でございます。

元の資料にお戻りいただきまして、合格率が変わっている理由ということでございますが、合格の決定は各都道府県知事はその権限を持っているわけでございます。例年、法令科目・一般教養科目、それぞれについて満点の50%、50点を取る。それから、全体で満点の60%という一定のラインを決めまして、そのラインに達している方は合格ということで合格者の決定が行われている。まさに資格試験ということでございます。

前後して恐縮でございますが、登録の状況は別添4でございます。合格される方は、かなりの人数おられるのですが、新規登録は必ずしも合格した方が皆さん登録するというにはなっていないわけございまして、例えば平成16年度の場合ですと、合格は4,196人しておりますが、新たに登録された方は1,400人といったようなことございまして、これは詳細にはわかりませんが、最近資格試験をいろいろお受けになる方がおられて、実際登録するしないにかかわらず受験されている方が多いということが、この乖離の理由ではないかというふうに推測いたしております。

試験に関しましては、試験問題の持ち帰りですとか、回答の公表、こういったことはもう既に行っております。

来年度からということでございますが、出題範囲の限定なり明確化といった見直しを今年度行いましたので、18年度の試験からその見直しを行っていきたいということでございます。詳しい内容は、別添5に付けてございますが、説明はとりあえず省略させていただきます。

試験合格者以外で行政書士になれる方でございますが、1つの類型が弁護士さんですとか、弁理士さん、こういった資格を持っておられる方も登録することによって行政書士になれるというのがございます。

公務員として一定期間行政事務を担当した方、こういった方も行政書士となる資格を持っているということでございます。

罰則といたしましては、懲戒処分権者は都道府県知事ということでございまして、戒告、1年以内の業務停止、業務禁止といったような内容の懲戒が都道府県知事によって行われることがございます。

資格者団体によります懲戒としては、都道府県行政書士会におきまして廃業の勧告ですとか、会員の権利停止、訓告といったものを会則で定めておられます。

免許につきましては、更新の制度はございませんが、講習会はかなり頻繁に開催されておりまして、いろいろ業務上の研さん、相互情報交換などを行っているという実態にございます。

制度概要につきましては、ざっとした御説明は以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、質疑の方をお願いいたします。どうぞ。

安念専門委員 行政書士の試験も近年かなり難しい試験になりましたね。申込者のプールが大きくなったために、合格率が下がったというのであれば、それはそれでわかるのですけれども、合格者の絶対数が14年度には1万3,000人もいたものが、17年度になると2,000人かそこらになってしまうというのは、これはちょっと不思議だと思うのですけれども、何か原因についての推測みたいなものはございますか。

門山行政課長 結局一定ラインを取れば合格という試験なものですから、余りばらつくというのは考えにくいんですが、やはり年によって問題のやさしい、難しいの開きが結構あったのではないかというふうに推測しております。そういうこともありまして、問題が特に教養科目などは広いのが特定のばらつきの原因になっているかもしれないということも県等の試験機関でもございまして、それで18年度から科目の見直しなり教養試験の範囲の見直しということをやります、余り問題に年によって大きな難易の差が出ないということにも配慮しようという改正を18年度はやる予定でございます。

鈴木主査 合格点というのは、何点ということなのですか。

門山行政課長 トータルで6割取るということになっております。100点満点ですと60点です。

大橋専門委員 問題自体はどなたがつくっておられますか。

門山行政課長 行政書士研究センターに試験委員という方で。

大橋専門委員 そこに委託しているのですか。どんな人がなっておられるのですか。

総務省担当者 具体的には、委員長は立教大学の磯部教授でございまして、大学の教授を中心とした構成になっております。そういう意味では、法律上は試験委員がつくらなければならないということになっておりますので、センターの職員がつくることは許されておられません。ですので、センターの所属する試験委員ではございますが、そういう実態面で見ると、ほかの試験と同じような形で大学の教授の方を中心とした学識経験者につくっていただいているということでございます。

安念専門委員 都道府県知事が行うのだけれども、センターが一括請負のような形ですね。

門山行政課長 12年から全国一斉の試験になっておりますけれども、それ以前は昭和50年代ぐらいまでは、各都道府県が問題をつくりましてやっておりました。

安念専門委員 その12年以降でも、そんなに毎年全試験委員が全部代わるわけでもないだろうし、毎年問題についてのレビューをしておられて、なおかつこれだけ合格者数に

開きが出るというのは不思議だなという気がします。率直に言って、これだけ変動すると、少し多くなり過ぎたので参入規制を事実上かけているのではあるまいかという、痛くもない腹を探られはしまいかという気がいたしますが。

門山行政課長 そこは、全くそういう意図はないと思っております。

安念専門委員 そうですか。

総務省担当者 少なくとも制度上は都道府県知事が決めることになっておりますので、都道府県知事が参入規制をしようというインセンティブが。

安念専門委員 それはありませんね。それはわかります。

総務省担当者 あと先ほど合格者と登録者で見ますと相当数ですので、試験合格者で登録しない人が今、1,000人登録したらどれくらいになるかということもございますので、そういうことはないのではないかと思います。

大橋専門委員 話はちょっと違いますが、先ほど課長がおっしゃった、調査票の2ページ目の6の資格取得試験の中で、関連・類似資格等と統合云々という欄に、公務員として一定の期間行政事務を担当した人についても、行政書士となる資格を付与しているということが書かれておりますが、現在おられる3万8,000ぐらいの行政書士のうち、これに該当する人というのは、どのくらいでございましょうか。

門山行政課長 全体3万8,000人のうち、いわゆる公務員資格で就いておられる方が、昨年の11月現在ですが、7,828人でございまして、割合で見ますと20%ぐらいの方が公務員の資格で登録されているということでございます。

大橋専門委員 多くは地方公共団体の職員の方でございませうか。

門山行政課長 正確な分析ではないですけれども、結構警察官のOBの方がかなり多いようでございます。あとは県庁とか市役所とか、大体そんなところですよ。

総務省担当者 基本的には、この統計自体は登録事務をやっている日本行政書士会連合会が取っているんですが、統計として公務員の中の内訳という統計は彼らは取ってなかったものですから、基本的にはどんな人が多いですかというような口頭で聞いているベースでの雰囲気でございますが、聞いている限りでは警察の方が最も多いような感じであるという実務をやっている人間は言っていたところでございます。

大橋専門委員 御質問しても当然の答えが返ってくると思うけれども、なぜ公務員として一定の期間行政事務を担当した者については、特別な試験を要せずに行政書士になり得るのか。その理由は何なのでしょう。

門山行政課長 行政書士さんの仕事の中心が官公署に対して提出する書類の作成でございますので、そういう意味でいきますと役所での行政実務の経験というのが、かなり評価を与えることができる。この資格の性格に親和性が高いという考え方だと思っております。 安念専門委員 強制加入制度になっておりますけれども、強制加入でないとか困りますか。困りますかというのは、強制加入制度しか今まで経験がないわけだから、具体的にどう困るかわからぬと言われてしまうと、それまでだけれども。

門山行政課長 昭和の35年から強制加入になっておりまして、それ以前は任意加入の組織でございました。

安念専門委員 この資格自体は、いつからあるのですか。

門山行政課長 法律は、昭和26年の法律で、議員立法でできた法律です。ただ、前史的には、いわゆる代書人といったようなものが戦前からずっとございまして、いわゆる法律による資格になりましたので、昭和26年でございます。

鈴木主査 何年まで任意加入だったのですか。

門山行政課長 昭和35年からでございます。

鈴木主査 それは、どんな事情から強制加入に変えられたのですか。

門山行政課長 当時の説明ですと、行政書士会によります行政書士への自主的な指導と規律の体制を確立させるという考え方で強制加入にしたということでありまして、ちなみに当時行政書士会自体も全国に29都道府県にしかなくて、加入率も26%ぐらいという状態だったようでございます。

安念専門委員 それで、強制加入にすると随分よくなった。逆に言えば任意加入のときはとてもお行儀の悪い人たちだったというようなデータというのは、あるのですか。

門山行政課長 データは持ってないんですが、結局秘密を守ってちゃんときちっとした仕事をしてもらわないと、頼んだ人の不利益を起こすという問題がございますので、そういう意味で行政書士さんの規律をきちっとしていかなければならないということで、当時どういう問題があったかまでは詳細にわからないんですけども、35年にあえて、今までは任意だったものを会に必ず入って、そこで自主的に規律もできるようにする。あるいは情報交換なり資質向上もするようにする方がいいという判断が当時されたんだと承知しております。

大橋専門委員 法律ができたから35年までの間、加入率というのは、もう古文書ですからわからぬかと思えますけれども、次第に漸減していったとか、そういう傾向があったのでございましょうか。

門山行政課長 加入率が26%ということしか持ち合わせておりません。ただ、これはもともと前史的には各県の条例で以前の時代には行政書士の資格を定めるということから始まっているようであります。

大橋専門委員 それは法律以前ですか。

門山行政課長 はい。ですので、要するに、信頼性をどうやって担保するかというところから話が始まっていて、法律資格になってきたんだと思います。そういう意味でいきますと、要するにきちっとこの人が行政書士であるということがだれかが保証するといえますか、公証するところが必要なんだということはきっとあるんだと思います。例えば、会に入っておられない方をどこまで正確に把握できるかというところが、理屈ですけども、理屈として考えられる問題かなと思います。

総務省担当者 当時、この35年で加えたときも、ほかと同じく議員立法で加えたんです

が、当時の国会での説明の資料を読んでいた記憶の限りではありますが、やはりそういうほかの組織に比べて違法行為などの指導などが余り徹底してできない。他方、司法書士や土地区画調査士や税理士などは、きちんと強制入会制度を取っていると。行政書士についてきちんとやるためには、やはり強制入会制度が必要だというような提案により改正がなされたというふうに聞いております。

この当時は、入会と登録の手続は一応別々であったんですが、両方やらなければならないというふうになっていて、その後、また後での改正で、どうせ両方やらなければならないならば、一本やれば両方したことになるという改正がされるというふうに聞いております。

あとは現在の状況で考えてみますと、法律で一応行政書士に義務がありまして、それを担保するために都道府県知事の懲戒処分などがあるんですが、結局非違事由をだれかが把握して、それを都道府県知事が的確に処分に至るような体制が必要でございますが、その都道府県知事に状況を確認する前に、必ず単位会、県ごとの行政書士会で綱紀委員会というのがございまして、そこできちんと前裁きをして、平たい言葉で言うとそこが警察のような業務をやった後に知事が検察のようにお墨付きを判断して、そこで決めるというような運用にしております。もし単位会がないとすると、単位会でやっている組織そのものを都道府県知事に新たにつくらないと、今と同じような指導・監督が県でできませんので、相当公務員の数を増やさなければならないと考えます。もしくは、指導・監督を緩めるか、どちらかになってしまうかなと思います。

鈴木主査 懲戒の年間の数は何か資料がありますか。

門山行政課長 最近の数でよろしゅうございますか。16年度で見ますと、年間で5件でありまして、そのうち業務停止が4件、戒告が1件でございます。15年度が年間で2件でありまして、そのうち業務停止が2件でございます。14年度も2件、13年度も2件、12年度も2件ということでございますので、年間で見て最近の状況としては2、3件だったんですが、ちょっと16年度は多かったということでございます。

鈴木主査 懲戒理由は、どんなことですか。

門山行政課長 例えば、16年度のケースで見ますと、産廃の廃棄物運搬業の許可の更新の依頼を受けていたんだけど、その処理をほうっておいて、依頼者の許可が失効してしまったということで、依頼者に多大な迷惑をかけたということで、業務停止が知事から命じられたという事例ですとか、戸籍謄本の請求依頼を受けていたのに住民票の写しなどを勝手に請求したとか、あるいは住民票の写しを請求する用紙を不正な目的で使ったとか、そういったようなことが最近の懲戒事例として出ているものでございます。

鈴木主査 5件とか1件という程度であるならば、これは都道府県知事が自ら、どうせこの内容も常時行政書士会が、会員が何か悪いことをしていないだろうかといって調べているわけでもないでしょう。何かのことから現れてきて、新聞種になったりということがスタートラインだろうと思うのですけれども、そういうものを都道府県知事のどこ

ろで、懲戒権者なのだから、当然この行政書士会がなかったら都道府県知事に対してクレームが出てくるのではないかと思うのですが、そういうものではないのでしょうか。

門山行政課長 そういうお考えもあるのかもしれませんが、運用としては都道府県知事が懲戒処分したのは、今、御報告したような数字なんですけど、それ以前に行政書士会の内部規律として廃業勧告したり、会員の権利停止ですとか、あるいは訓告といったことで、自己規律をしている部分もかなりあります。その数字は持ってありませんけれども、そういうことからやはり規律、ある意味で一番重いのが都道府県知事の懲戒処分ということで、自己規律の部分もかなりあるという今の構造になっていると思いますので、必ずしもこの数字が極端に少ないとは思いません。

鈴木主査 去年でしたか、例の商業登記の問題については、どうお考えですか。あの御要望は。

門山行政課長 そういう御要望を出されているということまでは承知しておりますが、そこまででございます。

安念専門委員 今、総務省さんとしては、特別な御見解はありでないということですか。

門山行政課長 今、行政書士会の御判断として要望されたということでございますので、私どもはそういう御要望があるんだなということを承知しているということまでだと思っております。

安念専門委員 ですから、あるのだなと、それでは我々も一頑張りしようかなとか、そういうことにはならないということですか。

門山行政課長 少なくとも今の時点で、私どもが検討しているということではございません。

大橋専門委員 数字的な話で恐縮なのですが、年間に新しく入ってくる人と、登録を消す人と、2つあると思うのですが、登録を消す人は、大体どれぐらいいるんですか。

門山行政課長 15年度から16年度で、別添4でざっと計算しますと、増えた人が1,400人でトータルは500人しか増えていませんので、900人ぐらいが退会なりお亡くなりになったというケースもあると思います。

大橋専門委員 結構多いんですね。

門山行政課長 トータル3万8,000人ですので、2.5%ぐらい。そうすると、40年ぐらいやられて辞められるという計算ですか。だから、自然退職に近いぐらいかもしれません。鈴木主査 我々のスタンスは、いろいろな規制緩和を進めてきて、報酬規制とか、その他広告規制などを緩和していったのもわかりますし、試験問題制度も改めていったのもわかります。けれども、土業の世界では、隣接職種が行政書士の場合は特に多いですね。そういう意味から、1つの囲い込まれた存在として、排他的な行動に出ていくの

ではないかということが一番心配しているわけです。もともと先年に規制改革委員会が士業問題を取り上げたときの考え方も、士業の壁を低くしようというのが基本だったわけです。そういうような問題意識から、強制入会というのが果たしてどれほどの意味があるのか、どうしても必要なものなのかということで、試験に受かったらその人たちはそのまま開業したらよいのではないか。登録は勿論否定はしません。それは、今までのシステムだったら、都道府県知事に対して登録をするということなのだけれども、そういう登録業務を任意団体としての行政書士会に対して委託するというのが、官業の民間解放の一環としての問題となるから、それはそれで差し支えないけれども、そこに登録していないと業としてやってはいけないという規制は、かなり厳しい規制だし、そのほかの分野にも余り見られない規制だということです。士業はみな同じですよ。士業以外に世の中いろいろな資格制度がありますね。そういうものの中で、例えば医師会でもそうですけれども、医師会に入ってなかったら医療行為はできないのかといたら、そんなことはないわけです。建築士もそうだし、そういうことですから、どうしてこの世界だけがこうなのかという問題。その弊害はあるのか、ないのかということを見ると、やはり私の会は私の会だと、私の会の仕事を隣接性があるだけに取ってはならないという話になってくるので、ここら辺を少し見直せないのかというのが、私どもの基本スタンスです。

これが議員立法でやることも承知しておりまして、したがってなかなか総務省としてもそういう関係から、手の付けにくい問題でもあるように思いますが、そういうことでしょうか。

そういう提案をしたときに、御省としてはどういうスタンスをお取りになるのか、議員立法だから余り関与しませんというスタンスをお取りになるのか。いや、困るというスタンスをお取りになるのか。言うのはもっともだから賛成だというスタンスをお取りになるのか。そこら辺のニュアンスをできたら聞かせておいていただきたいです。

門山行政課長 難しいお尋ねでございますけれども、要するに、特定の仕事に就いた一定の資格を持っている人がやるというふうにしておくことが世の中のためにいいというのが、恐らくこういう士業の世界なんだと思いますが、そういう意味でいきますと資格を持っていることがきちっとユーザー側から確認できるようにするための制度が、恐らく登録制度ということかと思えます。

鈴木主査 それは異論ありません。

門山行政課長 それで登録は、きちっとチェックしていかなければならないということでしょうが、現在3万8,000人おられる行政書士の方を、各都道府県の部局といっても恐らく市町村担当課か文書担当課の数名の職員が担当しているぐらいの職務実態でございますので、そういう人たちが、資格があるのは記録でわかるとしましても、実際にきちっと活動しておられるかどうかということ、事実上きちっと一般消費者の方に保証できる仕組みをつくるのはなかなか難しいのかなと考えます。

そういう意味でいきますと、同じような仕事をしている人たちが相互の目で見えていくという今のシステムというのは、ある意味では相当合理的ではないかと。全く会に入っていない人が、勿論ちゃんと資格を持っているということであったとしても、その人が常に仕事はきちっとやっておられるんだということが、逆に仕事をしている人も、だれかが保証してもらう方がありがたいということで、今のようにみんなが会員に入っておくという仕組みになっているのではないかと思いますので、それを完全に資格さえ持っていれば、要するに事務所に何々大臣、あるいは何々都道府県知事という証書が置いてあれば、世の中全部大丈夫だと思っていただけるかどうかというのは、それだけでは足りないのではないかとこのところまででございます。

鈴木主査 会に入っておれば、さぞかし会則があつて悪いことはしないし、安心もできるだろうという安心感を与えるという意味ですか。

門山行政課長 そういう面はあると思いますし、やはり同業の人が見ているというのと、見ていないのでは、やはり頼む方からしますと違うのではないかと考えます。

安念専門委員 あり得ない論理ではないですが、それなら自由加入でもよからうと思います。つまり安心感の欲しい人は加入している書士さんに頼めばよろしい。あるいは安心感を外にアピールしたいと思う書士は、そういう団体に入ればよろしいという理屈に、これもまた標準的な、教科書的な反論はそうなると思います。

総務省担当者 あとほかの士業などがよく言っている理屈としては、士業団体というのはそれなりに大人の団体なので、余り行政の介入を受けずに自らのことは自らで律するという、民主主義的な考えでやりましょうというのが1つあると思います。

それともう一つ、先ほど申し上げましたけれども、懲戒なり適法性と業務の質の担保。適法性だけだと、また県だけでもいいではないかということもあるんですけれども、業務の質、研修とかもまた別でやればいいという話もあるかもしれませんが、適法性、妥当性両方の担保を、当然ただではできないですから、その経費をだれが負担するのかというところに論点の1つはあると思うんですが、それを都道府県に住民全体の税金で負担させるのか、それともそれなりに自分でお金を稼ぐ士業の人たちに負担していただくのかというと、この政府の中で地方でこれだけ行革をやりなさいと言っている中で、特にこの行政書士の資格はほかの士業と違って都道府県知事監督なものですから、ここで日本政府の方が都道府県さん、今、懲戒で綱紀委員会が各単位会でやっている10名ぐらいのスタッフを用意して、引き続きやってくださいと我々からお願いできるかというところ、そこはどうかという感じはいたします。

門山行政課長 それと、安念先生がおっしゃったように、それで一匹オオカミでやりたい人は一匹オオカミでやっていくという考え方がどうなのかということなんですけれども、そうすると今でも事件が起こると、おかしい請求をした人が出てくると、批判されるのは行政書士全部が批判されますね。そうすると、お互いに相互自主規制というか、相互規制をしておかないと、おかしいことをされると自分の仕事に影響してくるんです。

だから、私は入りたくないから、会とは全く独立に自由にやりますと言われてしまうと、やはりほかの人たちも迷惑を受けるという面も現実にあるのではないかと考えます。

安念専門委員 説明としてはあり得ると思います。

鈴木主査 最後に、かなり膨大な調査を2年ごとにやっておられるけれども、これは勿論お答えは単に参考のためというお答えになるだろうと思うけれども、そういうことですか。

大橋専門委員 報酬ですね。

門山行政課長 報酬の趣旨自体が、こういう情報を統計的に調査することによって、依頼者の選択なり、行政書士さん両方の利便になるようにという趣旨でございますので、そこは参考でございます。

鈴木主査 結構開きが大きいですが、これは同じものを比べているのですか。最小値が2万円、最大値が40万円。

門山行政課長 ボリュームにもよるようでございます。例えば、1枚紙で済むようなものもあれば、100枚つくらなければいけないものもあるということです。

鈴木主査 そういう意味ですね。

総務省担当者 依頼者がどこまでやるか。例えば、経営自己審査なども、向こうがほとんどやったものを代わりに書いてあげるのか。中身まですべて依頼しているのかでも、それは料金が10倍以上にわたって違うのは合理的かなと思います。

統計上そこまで分けてしまうと、行政書士の仕事量からいってすごい調査になってしまうので、こういう調査に日本行政書士会連合会はしているということだと思います。

鈴木主査 よろしいですか。

安念専門委員 結構です。

鈴木主査 それでは、どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)